

平成24年第1回（5月）上牧町議会臨時会会議録

議事日程

平成24年5月7日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分報告について
上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第 4 報第 2号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議第 1号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第 6 議第 2号 ごみ収集車（3tパッカー車）購入契約の締結について

本日の会議に付した事件

第1から第6まで議事日程に同じ

追加日程第 7 議第 3号 議会選出監査委員の選任について

出席議員（12名）

1番	堀内英樹	2番	長岡照美
3番	辻誠一	4番	吉中隆昭
5番	石丸典子	6番	木内利雄
7番	康村昌史	8番	富木つや子
9番	芳倉利次	10番	吉川米義
11番	服部公英	12番	東充洋

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	教育長	浅井正溢
総務部長	田中一夫	都市環境部長	外川武彦
住民福祉部長	塚尚起	水道部長	杵本和敏
教育部長	竹島正智	土地開発公社常務理事	竹島正智
保健福祉センター館長	竹島正貴	秘書課長	藤岡達也
総務課長	池内利昭	保険年金課長	五藤博行
税務課長	木村讓	環境課長	田中雅英

職務のため議場に出席した事務局員

局長	下間常嗣	書記	山下純司
----	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（東 充洋） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、平成24年第1回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（東 充洋） これから本日の会議を開きます。



◎町長のあいさつ

○議長（東 充洋） 初めに、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） おはようございます。

平成24年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりご参集いただき、まことにありがとうございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

報第1号、報第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。内容につきましては、報第1号は地方税法の一部改正に伴う上牧町税条例の一部改正でございます。報第2号は、地方税法施行令の一部改正に伴い上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議第1号につきましては、平成24年度上牧町一般会計補正予算（第1回）でございます。内容につきましては、損害賠償請求事件に係る弁護士への成功報酬でございます。議第2号につきましては、ごみ収集車購入契約の締結でございます。

以上でございます。慎重にご審議の上、承認、議決いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（東 充洋） あいさつが終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉川議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉川米義 登壇）

○議会運営委員長（吉川米義） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の平成24年第1回臨時会の議会運営委員会を、去る4月27日午前10時から、全委員出席により本臨時会の議会運営について慎重に審議いたしました結果、議案審議につきましては、委員会に付託せず、本会議審議とし、会期日程は本日1日限りと決しました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。



◎議事日程の報告

○議長（東 充洋） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名について

○議長（東 充洋） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、堀内議員、2番、長岡議員を指名いたします。



◎会期の決定について

○議長（東 充洋） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 報第1号 専決処分報告について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成24年5月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 上牧町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

専第2号 専決処分書。上牧町税条例の一部を改正する条例については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日 上牧町長 今中富夫。

改正内容について説明いたします。

今回の税条例の一部を改正する条例につきましては、まず36条の2第1項では、町民税申告手続の簡素化の規定の改正に伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

第54条第7項については、地方税法施行規則の条ずれによる規定の整備でございます。

附則第10条の2第7項及び第8項については、施行規定の項ずれによる規定の整備でございます。現行の附則第10条の2を附則第10条の3とし、新たに附則第10条の次に第10条の2を加えるものでございます。附則第10条の2第1項については、水質保全として設置する下水道施設に係る固定資産税課税標準の特例措置の規定の整備でございます。第2項につきましては、治水施設に係る固定資産税課税標準の特例措置の規定の整備でございます。附則第1条の見出しについては、評価がえに伴う対象年度の移行による規定の整備でございます。同条第6号中については、項ずれに伴う規定の整備でございます。

附則第11条の2の見出し及び同条中の年度改正についても、評価がえに伴う対象年度の移行による規定の整備でございます。

附則第12条の見出し及び同条中の年度改正についても、評価がえに伴う対象年度の移行による規定の整備です。ただし、商業地等については、現行の負担調整措置が年度移行されませんが、住宅用地については、規定の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

附則第12条の2については、現行の第12条の3を第12条の2に改め、第12条の3を削除しております。それと、規定の改正に伴う規定の整備と条ずれの規定の整備を行っております。

附則第13条については、見出し及び第13条、第15条中の年度改正についても評価がえによるものでございます。それと、項ずれによる規定の整備を行っております。

附則第21条の2については、一般社団、財団法人に係る固定資産税の非課税措置の追加規定の改正に伴う規定の整備を行っております。

附則第22条の2については、東日本大震災による家屋が滅失したことにより、家屋の敷地の譲渡等による所得に対する特例の譲渡期限を7年に延長する規定の整備でございます。

附則第23条については、項ずれに伴う規定の整備、及び東日本大震災により家屋が住居の用に供することができなくなった住居者が家屋を再取得及び増改築した場合の住宅ローン控除の特例の追加規定の整備でございます。

附則については、今回の税改正に伴う経過措置の規定の整備でございます。この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項の規定は、平成26年1月1日から施行するものでございます。

以上が改正内容です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 石丸典子です。

税条例の改正で専決処分が行われるということですがけれども、今、特に固定資産税のところで、ご説明をいただいたんですがけれども、お聞きをしておりますと、主に今年度に行われる評価がえに関する説明が主だったと思いますけれども、この内容には、固定資産税の据え置き特例が2014年度に廃止をされるということで、経過措置として今年度と来年度に対して据え置かれるという部分も加わっていると思いますけれども、この据え置き措置特例が廃止をされるというところをもう少し入れてご説明お願いいただけますか。

それと、町にとっては、この分減収になってくるかと思えますけれども、そのあたりも含めてご説明をお願いいたします。

○議長（東 充洋） 税務課長。

○税務課長（木村 譲） 今のご質問ですが、平成26年度に住宅用地につきましては、特例措置が廃止になります。ただ、24年度、25年度につきましては、23年度まではその負担水準というのがございまして、本年度の課税標準額に前年度の課税標準額が、比較いたしまして、どの程度達成しているかという中で、80%以上のものについては、据え置きをするという内容のものなんですが、24年度、25年度につきましては、その80%が90%に変わるということで、石丸議員おっしゃいますように住民の方に対しまして負担というのが、今現時点で見ますと、530名余りの方の負担となります。ただ、負担の税額なんですが、約1軒当たり1,000円前後の負担となるというところでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） 一部の納税者については負担があるということですがけれども、町としては、全体としてはこの部分で減収になるということでありまして、固定資産税ということで、町税の大きな部分を占めるところで減収になるということが全国的に言われていますけれども、そのあたりに対してはどのように見ておられますか。

○議長（東 充洋） 税務課長。

○税務課長（木村 譲） 24年度の評価がえについて、やはり、町といたしましても減収になるところですが、今の負担水準の80%が90%になるといところで530名余りの方に約1,000円程度負担していただかなければならないのですが、町といたしましては減収になるという

ころでございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） お聞きをしておきます。また、別のところでまたお聞きをしたいと思
います。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。
（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町国民健康税条例の
一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 報第2号 専決処分報告について。

上牧町国民健康税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定
により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めら
る。

平成24年5月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（塚 尚起） 専決処分について説明いたします。

専第1号 専決処分書。上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日 上牧町長 今中富夫。

内容について説明いたします。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴う国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。内容につきましては、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。附則、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおり承認することに決定いたしました。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第5、議第1号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第1号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について。

平成24年度上牧町一般会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

平成24年5月7日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中一夫） 議第1号 平成24年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,210万円とするものでございます。

内容について説明いたします。説明書4ページ、歳出の総務管理費の一般管理費委託料で、577万5,000円の予算措置を行っております。平成22年7月に上牧町に対しての損害賠償請求事件訴訟に係る裁判が結審となりまして、平成24年3月27日に判決が下されたことによりまして、訴訟委任しておりました町顧問弁護士に対し、成功報酬として弁護士料を支払うものでございます。

以上です。議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

木内議員。

○6番（木内利雄） 6番、木内でございます。

ただ今、総務部長から説明ございました損害賠償請求ということに関してなんですが、このことに関しまして、まず成功報酬ということだったんですが、どのような判決、裁判所の判断だったのか、述べていただきたい。それと、要は一審の結果、それと判決内容、それと以後どのようなことになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） まず、判決なんですけれども、主文を読み上げます。

1、原告の請求は棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。ということでございます。

この、民法で言います棄却なんですけれども、これは、訴訟法上では、裁判所に対する申し立てに対する理由がないということで、棄却ということでございます。

その後のことなんですけれども、これが判決が出まして、原告の方から控訴という形に今

なっております。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 控訴手続はもう入っとるんでしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） はい。確認いたしましたら、控訴手続にはなっております。今現在まだ、控訴状は町の方にはまだ参っておりません。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 控訴期限から時間が経過しとるようなのですが、まだ書面は弁護士の方にも行っていないという理解でよろしいのでしょうか。それとも、町には来てないけれども、弁護士のところには行っているという理解でしょうか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 町の方には来ておりません。

弁護士の方に送達されたら連絡いただくように言っておりますので、まだ今のところ来てないというのが現状でございます。

○議長（東 充洋） 木内議員。

○6番（木内利雄） 以上でございます。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 日程第6、議第2号 ごみ収集車（3 tパッカー車）購入契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第2号 ごみ収集車（3 tパッカー車）購入契約の締結について。

ごみ収集車（3 tパッカー車）購入契約について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年5月7日提出 上牧町長 今中富夫。

記。1、件名、ごみ収集車（3 tパッカー車）購入。2、納入期間、契約日から平成24年9月28日まで。3、購入金額、725万5,500円（内、消費税及び地方消費税額34万5,500円）。4、契約相手方、奈良県天理市嘉幡町578番地の1、いすゞ自動車近畿株式会社奈良事業本部 事業本部長 俵 智綱。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（外川武彦） 議第2号 ごみ収集車（3 tパッカー車）購入契約の締結について説明いたします。

内容につきましては、平成10年に購入いたしましたごみ収集車（3 tパッカー車）が長年の使用による傷みがひどく、収集業務に支障を来しております。今回、新しく3 tパッカー車を購入するものでございます。

議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○5番（石丸典子） 石丸です。

この3 tパッカー車購入につきましては、昨年3月でも1台購入されております。恐らく指名競争入札で行われていると思いますけれども、入札の種類と指名業者をまずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） 入札の方法につきましては、指名競争入札でございます。

指名業者につきましては、いすゞ自動車近畿株式会社奈良事業本部、奈良トヨタ自動車株式会社香芝店、奈良日野自動車株式会社、日産プリンス奈良販売株式会社、三菱ふそうトラックバス株式会社近畿ふそう奈良支店、以上5社でございます。

○議長（東 充洋） 石丸議員。

○5番（石丸典子） それで、平成10年に購入したものを買いかえということでもありますけれども、今後の予定ですね、昨年も入れかえでほかに3台古くなっているというふうなご説明ありましたけれども、これで2台買いかえておられますけれども、今後の予定をお聞きしたいと思います。

○議長（東 充洋） 環境課長。

○環境課長（田中雅英） 毎年1台ずつ購入する予定ではおります。

○5番（石丸典子） はい、結構です。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

辻議員。

○3番（辻 誠一） 3番、辻です。

さきの議員が競争入札で5社ということでお伺いしました。ちなみにこの価格ですね、それぞれ幾らだったのか、お願いします。

○議長（東 充洋） 総務課長。

○総務課長（池内利昭） それでは、入札金額を申します。

いすゞ自動車、略して申し上げます。いすゞ自動車につきましては、691万円です。奈良トヨタ自動車株式会社につきましては、840万9,524円。奈良日野自動車株式会社につきましては、776万2,400円。日産プリンス奈良販売株式会社につきましては、800万円。奈良ふそうトラックバス株式会社につきましては、742万8,010円でございます。

○3番（辻 誠一） はい、わかりました。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎日程の追加について

○議長（東 充洋） ただいま、町長から議会選出監査委員の選任についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

議会選出監査委員の選任についての議案を日程に追加し、追加日程第7として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、議会選出監査委員の選任についての議案を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。



◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（東 充洋） 追加日程第7、議第3号 議会選出監査委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（下間常嗣） 議第3号 議会選出監査委員の選任について。

下記の者を議会選出監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成24年5月7日提出 上牧町長 今中富夫。

記。奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘1丁目18番地の1、堀内英樹。昭和12年12月29日生まれ。

○議長（東 充洋） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（今中富夫） ただいま議案を配付させていただきました監査委員に、現副議長でございます堀内英樹議員を選任をしていただきたいというふうを考えておりますので、人物については皆さんよくご存じでございますので、議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（東 充洋） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部議員。

○11番（服部公英） 副議長兼監査委員というのは、兼務できるんですか。

○議長（東 充洋） 総務部長。

○総務部長（田中一夫） 問題ございません。

○議長（東 充洋） ほかにございませんか。

（「ほかになし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（東 充洋） 以上で、本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

吉川議員。

○10番（吉川米義） 先ほどの中の役選の件についてですね、ご説明してあげてください。

理事者側、わかりませんか。きょうは役選やということになっておりませんから、その経緯を言うてください。

○議長（東 充洋） それ、きちっと追加日程ということで動議していただけませんか。

（「動議は先議や」と言う者あり）

○議長（東 充洋） わかっていますよ。先議にするんですよ。

ただいま、吉川議員の方から本日役選の選挙が行われるという点についてですね。

（「日程にはなっていない」と言う者あり）

○議長（東 充洋） 日程に追加すべきものでもないらしいんです。今、事務局の話では。今、説明せんでもいいということらしいんですけれども、一応、親切ということで説明だけは申し上げておこうというふうにしたいと思います。それでご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（東 充洋） よろしゅうございますか。本日、朝9時から議員懇談会を開きまして、次期の議長、副議長それから常任委員の選任をする運びとなっておりました。服部議員とそして私が議長に立候補するという手で手を挙げました。そこで、所信をおのおのが述べました。そこで、それぞれの立候補者に質疑があるということで、芳倉議員の方から、東に対して、康村議員に対して、片岡台1丁目の元自治会長の方から今回の選挙に東に投票をするようにということで康村議員が頼まれたということが申し述べられました。それに対して、私は一切そのような話については知らないということであったのですが、後に服部議員の方からその方に対しては今選挙管理委員になっているのではないかというような問いがありまして、そういう選挙管理委員長という立場にある方が東に投票依頼を康村議員にするということ自体おかしいという話になりまして、この状況のままでは選挙はできないという吉川議員からの発言があり、それで、選挙をいつにするかということは、基本的には6月にしてはどうかというふうに思っているわけなんです。その前に、その選挙管理委員の方に議会に来ていただき事情を聞くと、その後、議長選挙を行うという運びにしてほしいということがありますので、そのような方向で進めてまいりたいというふうに思います。

各常任委員については、新たな正副議長が選任されるまで、今の状況で引き続き担当して

いただくと、そしてその後、新たな常任委員を決めるという運びであります、一応このように理解しておりますが、ほかに何か追加されるようなことがありましたらお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「結構です」と言う者あり)

○議長(東 充洋) というのがきょうの事情でございます。

よって、本臨時会は閉会することとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(東 充洋) ご異議なしと認めます。

閉会に当たり、招集者のあいさつをお願いいたします。

今中町長。



◎町長のあいさつ

○町長(今中富夫) 全議案、承認議決をいただきましてありがとうございます。

今、議長の方から報告がございまして、6月に役選をやるということでございますので、また、そのときには皆さん方、いろいろご意見を出していただきながら、スムーズな役員改選をぜひお願いをしたいと思います。

まだまだこれから、たくさん町もいろんな問題を抱えておるわけでございますので、引き続き皆さん方の協力をよろしくお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。



○議長(東 充洋) これをもちまして、平成24年第1回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 東 充 洋

署 名 議 員 堀 内 英 樹

署 名 議 員 長 岡 照 美